

参加者の有無を確認する公募手続きに係る 参加意思確認書の提出を求める公示

令和 8 年 7 月 1 7 日
三重河川国道事務所長 大吉 雄人

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本件は、中部地方整備局三重河川国道事務所の令和 8 年度 三重北部路面管理工事に
関する公示である。

対象となる維持修繕工事は、三重河川国道事務所四日市国道維持出張所が管理してい
る国道 1 号・2 3 号・2 5 号・2 5 8 号の路面管理を目的としており、2 4 時間体制で
路面の異常及び、降雪時等の緊急対応の処理を行う体制の構築を求めるものである。

よって、本維持修繕工事は、前年度の当該地域における直轄国道の維持修繕工事受注
者を契約の相手方とする契約手続きを行う予定者（特定予定者）としているが、特定予
定者以外の者で以下の応募要件を満たし、本維持修繕工事は契約を希望する者の有無を
確認する目的で、参加意思確認書を招請する公募を実施するものである。

なお、3. の応募要件を満たすと認められる者（以下、「応募認定者」という。）が
いる場合にあっては、一般競争入札にて調達を実施するものとする。

また、必要により参加意思確認書の内容確認ヒアリングを実施する場合がある。

2. 工事概要

- (1) 工事件名 令和 8 年度 三重北部路面管理工事
- (2) 施工範囲 三重河川国道事務所四日市国道維持出張所管内
なお、施工範囲は別図を参照のこと。
- (3) 作業内容 三重河川国道事務所四日市国道維持出張所管内の維持修繕工事を行う
こと。
道路清掃工 1 式（路面清掃工、排水施設清掃工）
除雪工 1 式（一般除雪工、凍結防止工、応急除雪工、貯水槽作業、
雪道巡回工、待機補償費）
なお、詳細は別添資料「工事説明書」参照のこと。
- (4) 工 期 契約締結の翌日から令和 9 年 9 月 3 0 日
- (5) 試 行 等 本工事は、別表 1 に示す試行等の対象工事である。

3. 応募要件

参加意思確認書の提出書に付す応募要件は次のとおりとする。

- (1) 基本的要件
 - ①予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該
当しない者であること。

- ②中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）における令和 7・8 年度の維持修繕工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局長が別に定める手続に基づく令和 7・8 年度一般競争参加資格の再認定を受けていること）

なお、地域維持型建設共同企業体（以下「地域 JV」という。）で競争に参加しようとする者は、「競争参加者の資格に関する公示」（令和 5 年 1 月 6 日付け中部地方整備局長）に示す地域 JV としての資格の申請を一般競争入札に移行後において競争参加資格確認申請書の提出期限までに申請し、開札の時までに認定を受けていること。

ただし、本工事について、同一の企業が、単体、経常建設共同企業体又は地域 JV のいずれかの形態をもって同時に入札参加することは認めない。

- ③会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- ④中部地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- ⑤中部地方整備局（港湾空港関係を除く。）が発注した工事のうち、令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 4 年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工種に係る工事成績評定点の平均が 65 点以上であること。なお、当該工種とは、22 工種の各工種区分をいう。
- ⑥ 「本工事に係る以下に掲げる設計業務等」以外の業務のうち以下に示す発注者を支援する業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

三重河川国道事務所に係る以下の業務

- ・令和 8 年度 三重河川国道技術審査業務
（（一社）パブリックサービス）
- ・令和 8 年度 三重道路積算技術業務
（令和 8 年度 三重道路積算技術業務 P S ・第一設計監理設計共同体）
- ・令和 8 年度 三重四日市道路維持工事監督支援業務
（令和 8 年度 三重四日市道路維持工事監督支援業務日本振興・P S 設計共同体）
- ・令和 7 年度 三重道路資料作成業務
（令和 7 年度 三重道路資料作成業務 P S ・拓進工営設計共同体）
- ・令和 7 年度 三重道路技術資料作成業務
（（株）カギテック）

なお、設計業務等の受託者が設計共同体である場合は、設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連ある建設業者でないこと。

⑦入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

(イ) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

(ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(イ) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下、同じ）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(i) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(ii) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(iii) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(iv) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

2) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4) 組合の理事

5) その他業務を執行する者であつて、1)から4)までに掲げる者に準ずる者

(ロ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ハ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合。その他上記1)又は2)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

⑧建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、以下に所在すること。

また、経常建設共同企業体及び地域 JV として申請書等を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。

・本店、支店又は営業所の所在地として設定した地域は以下に示す区域である。

三重県：桑名市、いなべ市、桑名郡木曽岬町、員弁郡東員町、四日市市、三重郡菰野町、川越町、朝日町、鈴鹿市、亀山市、津市、松阪市、多気郡多気町、大台町、明和町、伊勢市、度会郡玉城町、度会町、南伊勢町、大紀町

ただし、上記に示す区域に所在するものが支店又は営業所である場合は、三重県内に本店が所在すること。

⑨警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑩会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 実績に関する要件

①平成 23 年度以降に、元請けとして、以下に示す同種工事を施工した実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、地域 JV 以外の場合は出資比率が 20%以上の場合のもの、地域 JV の場合は出資比率 10%以上のものに限る（乙型にあっては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない））。

経常建設共同企業体及び地域 JV にあっては、いずれかの構成員が、平成 23 年度以降に元請けとして以下に示す同種の工事を施工した実績を有すること。

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が 65 点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあっては、検査に合格したことを証明する書類又は、引渡しが完了したことを証明する書類をもって 65 点と見なす。）

同種工事：道路における維持修繕工事（作業を含む）の施工実績

※道路における維持修繕工事とは以下の維持修繕工事等の施工実績の対象工事をいう。

（対象工事）

元請けとして完成・引渡しが完了した、以下①②③の維持修繕工事等の施工実績

① 経常維持工事「24 時間体制」：

平日の昼間以外に土曜日、日曜日、祝日を含め昼夜を問わず、緊急作業を実施する工事（道路の経常維持（応急処理事業工又は緊急巡回を含む）、道路除雪（雪氷）工事）、及び類する役務（業務）。

②経常維持工事：

経常維持工事「24 時間体制」を除く、日常的に施設維持を行う工事（維持工事、除草工事、道路照明施設維持工事、道路清掃工事等）、及び類する役務（業務）。

③その他工事：

既設構造物・施設等の補修、改修及び整備工事等を行った工事（橋梁補修、耐震補強、交差点改良、歩道設置、電線共同溝、設備更新、塗装塗替・区画線等を含む）の工事

(3) 配置予定技術者について

①次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「技術者」という。）を当該工事に配置できること。

- 1) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。
 - ・ 1級建設機械施工管理技士の資格を有する者
 - ・ 技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業農村工学」とするものに限る。（旧選択科目の「農業土木」でも可））、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）、又は総合技術監理部門（選択科目を建設部門に係るもの、「農業農村工学」（旧選択科目の「農業土木」でも可）、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。））の資格を有する者
 - ・ 以降に記載する2) に示す要件に該当する者のうち、発注者から建設工事（本工事同様の工事種別のみ考慮する）を直接請負、その請負代金の額が4,500 万円以上であるものに関し二年以上指導監督的な実務の経験を有する者（指定建設業7 業種以外の22 業種の場合）
 - ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
 - ・ 1級土木施工管理技士又は1級建設機械施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から6 ヶ月以内に限る。）
- 2) 主任技術者を配置する場合は、1) に示す要件に該当する者、もしくは、以下に示すいずれかの資格を有する者であること。
 - ・ 2級土木施工管理技士（種別一土木）の資格を有する者
 - ・ 2級建設機械施工管理技士（第一種～第六種）の資格を有する者
 - ・ 登録基幹技能者講習を修了した者（「国土交通省告示第435号（平成30年3月15日）最終改正：令和6年3月25日号外 国土交通省告示第224号」を参照）
 - ・ 建設業に係る建設工事（維持修繕工事）について、土木工学、都市工学、衛生工学に関する学科を卒業後、以下の実務経験を有する者であること。
 - a. 高等学校（旧中学校令による実業学校を含む）
専修学校専門課程 5年以上
 - b. 高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む）
専門士 3年以上
 - c. 大学（旧大学令による大学を含む）
高度専門士 3年以上
 - ・ 建設業に係る建設工事（維持修繕工事）に関し10年以上実務の経験を有する者
 - ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（「建設業法施行規則第7条の三」及び「国土交通省告示第1424号（平成17年12月16日）最終改正：令和5年5月12日号外 国土交通省告示第520号」を参照）
 - ・ 2級土木施工管理技士又は2級建設機械施工管理技士の合格を通知されている者のうち、合格証明書が交付されていない者（合格通知から6 ヶ月以内に限る。）

②同一の者が上記（２）に掲げる工事（平成 23 年度以降の実績でなくても良い）の経験を有する者であること（品質証明員、土木工事品質確認技術者としての経験は除く。）（共同企業体の構成員としての経験は、地域 JV 以外の場合は出資比率が 20%以上のもの、地域 JV の場合は出資比率 10%以上のものに限る（乙型にあつては分担工事の実績に限るものとし、出資比率は問わない。））。）。

ただし、発注者から企業に対して通知された評定点が 65 点以上の実績に限る。（工事評定が実施されていない実績や評定点が企業に通知されていない実績にあつては、検査に合格したことを証明する書類又は引渡し完了したことを証明する書類をもって 65 点と見なす。）

経常建設共同企業体にあつては、一人で（３）① １）の基準を満たし、上記（２）に掲げる同種工事の実績を有した技術者を構成員の何れかで 1 名、配置できること。残りの構成員においては上記の（３）① １）の基準を満たす技術者を配置できること。

なお、入札後の措置として、建設業法施行令第 27 条第 1 項で定める金額の 3 倍未満で契約した企業においては、上記（３）① １）の基準を満たし、上記（２）の同種工事の実績を有した技術者を 1 名専任とすることで、残りの構成員が配置する技術者は専任を要しない。

また、地域 JV にあつては、構成員のうちの 1 社が（３）①の基準を満たし、上記（２）に掲げる同種又は類似工事の実績を有する配置予定技術者を当該工事に配置できるとともに、その他の構成員も配置予定技術者を当該工事に配置できること。なお、制度運用については次のとおりとするが、専任特例を活用する場合と、特定営業所技術者及び営業所技術者が職務を兼ねる場合は、専任を求めない。

（a）甲型の地域 JV の場合

- 一 下請契約の額が 5,000 万円未満となる場合又は下請契約を締結しない場合は、全ての構成員は主任技術者を工事現場毎に設置しなければならない。また、請負金額が 4,500 万円以上となる場合は設置された主任技術者は専任でなければならない。
- 二 下請契約の額が 5,000 万円以上となる場合は、特定建設業者たる構成員 1 社以上が監理技術者を設置しなければならない。その他の構成員は主任技術者を設置しなければならない。また、設置された監理技術者及び主任技術者は専任でなければならない。
- 三 上記第 1 号又は第 2 号の規定にかかわらず、次に掲げる構成員（代表者でなくても可とする）が監理技術者（監理技術者の設置を要しない場合は主任技術者）を専任させる場合は、その他の構成員が設置する配置予定技術者は専任を求めない。

イ 構成員に一般土木工事の有資格業者を含む場合

土木工事業の許可を有し、中部地方整備局における令和 7・8 年度一般土木工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けている構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者のうちいずれかの者

- ロ 構成員に一般土木工事の有資格者を含まない場合
土木工事業の許可（構成員に土木工事業の許可を有する特定建設業者が含まれる場合は、土木工事業に係る特定建設業の許可）を有し、発注工事に対応した中部地方整備局における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の工事種別（以下「工事種別」という。）において構成員の中で最も上位の等級を有する有資格業者（等級区分のない工事種別を含む組合せの場合は、当該工事種別の有資格業者を含む。）のうちいずれかの者

（b）乙型の地域JVの場合

- 一 分担工事に係る下請契約の額が 5,000 万円未満又は下請契約を締結しない場合は、当該分担工事を施工する建設企業は、主任技術者を当該工事現場に設置しなければならない。なお、分担工事に係る請負金額が 4,500 万円以上となる場合は設置された主任技術者は専任でなければならない。
- 二 分担工事に係る下請契約の額が 5,000 万円以上となる場合は、当該分担工事を施工する特定建設業者は、監理技術者を設置しなければならない。また、設置された監理技術者は専任でなければならない。

（c）配置予定技術者の専任期間

地域JVが、配置予定技術者を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても工事が明らかに行われていない期間は工事現場への専任は要しない。

ただし、発注者と地域JVの間で専任を要しない期間が設計図書又は打合せ記録等の書面により明確となっていることが必要である。

- ③ 配置予定技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係（3ヶ月以上）があること。
なお、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるとみなす。
- ④ 当該工事を受注した場合において、監理技術者が必要となる工事にあつては、配置予定技術者が監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
- ⑤ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「専任特例2号」という。）の配置は認めない。

（4）技術力に関する要件

- ① 気象状況などにより、交通障害の発生の恐れがある場合には、夜間及び土日祝祭日でも作業の指示を行うため、必要とする機材・人員の確保ができる体制を構築できるもの。また、監督職員から指示を受けた後、概ね1時間以内に作業の出発できる体制を構築できる者であること。

4. 手続等

(1) 担当部局

①契約関係

〒514-8502 三重県津市広明町297

三重河川国道事務所 経理課

電話：059-229-2212、メールアドレス cbr-keimie@mlit.go.jp

②技術関係

〒514-8502 三重県津市広明町297

三重河川国道事務所 施設管理課

電話：059-229-2226、メールアドレス cbr-ir-dentu@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和8年7月17日（金）から令和8年7月29日（水）まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日8時30分から17時15分まで）

交付場所：上記(1) ②に同じ

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限：令和8年7月30日（木） 12時00分

提出場所：上記(1) ②に同じ。電子メール等（着信確認を行うこと）で送付すること。

(4) 質問の受付期限、場所及び方法

受付期限：令和8年7月24日（金） 16時00分

提出場所：上記(1) ②に同じ。電子メール等（着信確認を行うこと）で送付すること。

(5) 質問の回答日、場所及び方法

回答日：令和8年7月28日（水）、29日（水）の2日間

回答方法：上記(1) ②において回覧に付する。

(6) 参加意思確認書の内容確認ヒアリングの実施連絡

実施する場合の連絡日：令和8年7月30日（木）

実施場所：上記(1) ②に同じ。

(7) 審査結果通知予定日

通知予定日：令和8年8月5日（水）

通知方法：電子メールによる。

5. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本語通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 4. (1) に同じ。

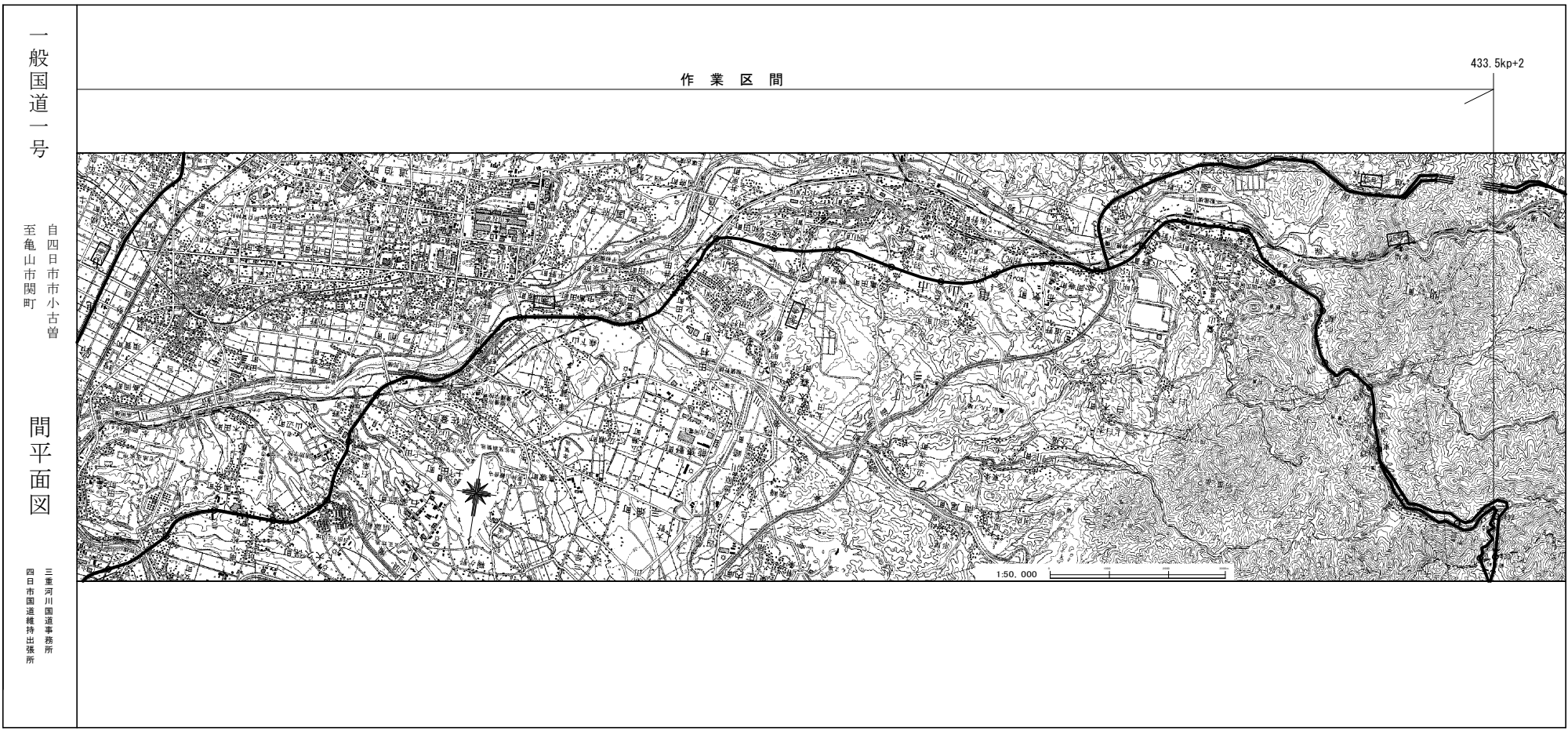
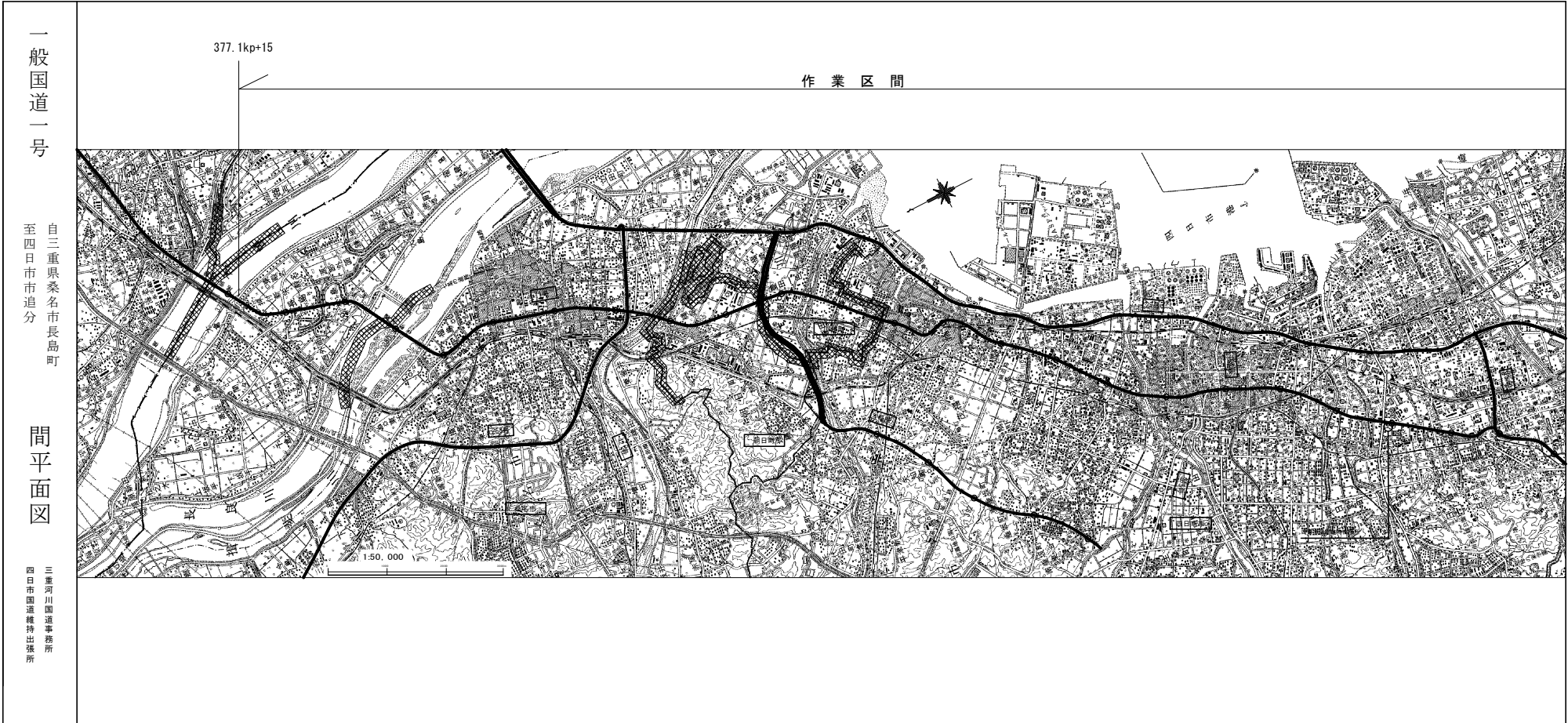
(3) 詳細は別添資料「工事説明書」による。

別表1 試行工事等一覧

当該工事は、以下に示す試行等の対象工事である。

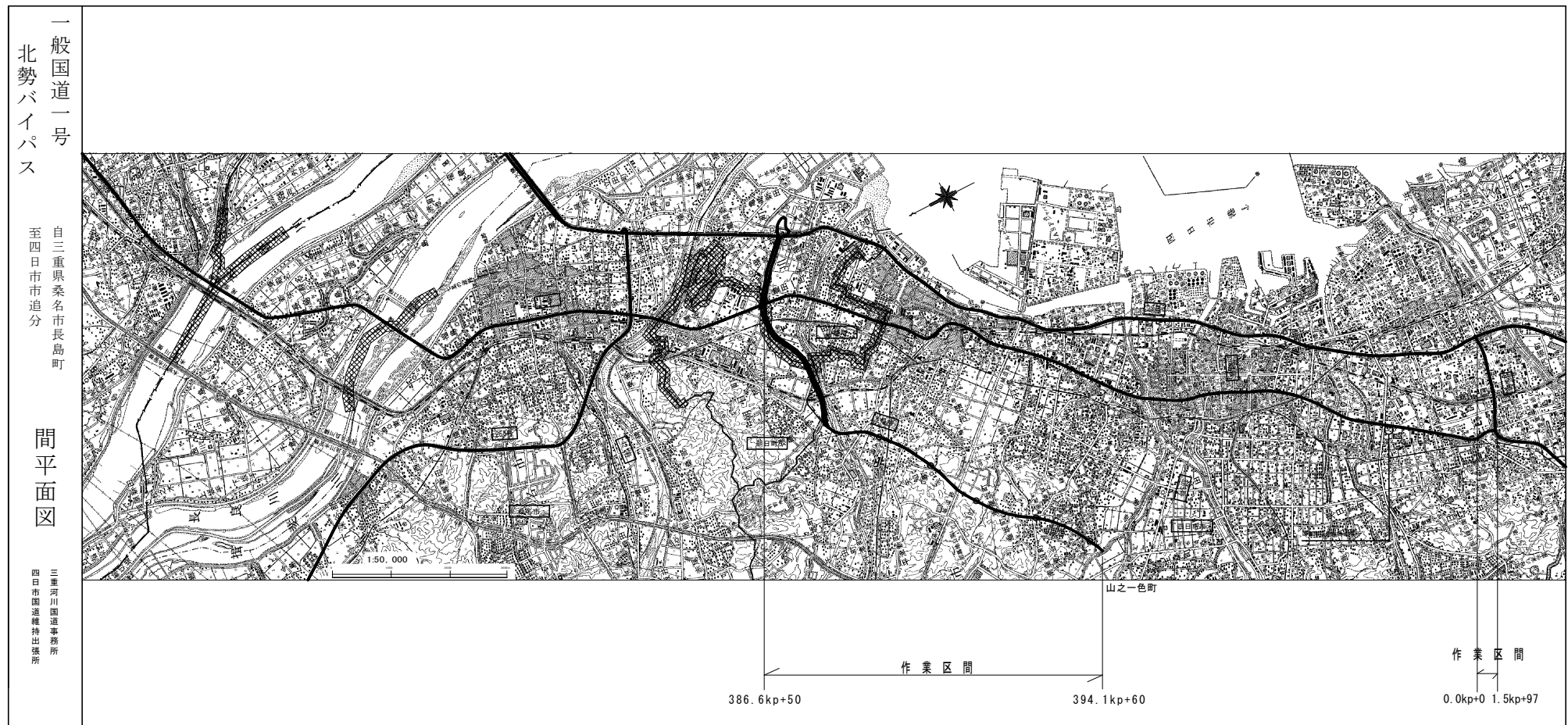
1	総価契約単価合意方式	本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。 本方式の実施方式としては、 (ア) 単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。（イ）において同じ。）のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式） (イ) 包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。 受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、「包括的単価個別合意方式希望書」（様式については中部地方整備局ホームページ(https://www.cbr.mlit.go.jp)「入札・契約情報」－「契約書様式」－「総価契約単価合意方式」参照)を提出するものとする。 その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものとする。
2	出来高部分払方式	本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
3	契約後V E方式	本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の対象工事である。
4	電子入札システム	本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。
5	生産性向上チャレンジ	本工事は、施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取り組みを推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。
6	ISO9001 認証取得を活用した監督業務	本工事は、ISO9001 認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、監督業務を重点的に実施する工事の対象となった場合を除く。
7	少雪時における道路除雪工の固定的経費の積算計上	本工事は、少雪時において除雪体制を確保するために必要となる固定的経費を積算計上する試行工事である。
8	建設工事に係る資材の再資源化等	本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
9	24時間体制	本工事は、契約期間のうち平日の昼間において上記工事内容を実施する他に、土曜日、日曜日及び祝日を含めた24時間において、路面の異常、道路施設等の損傷及び異常気象時の緊急の応急処理を工事内容に応じて迅速に実施する工事である。

位置図（1）



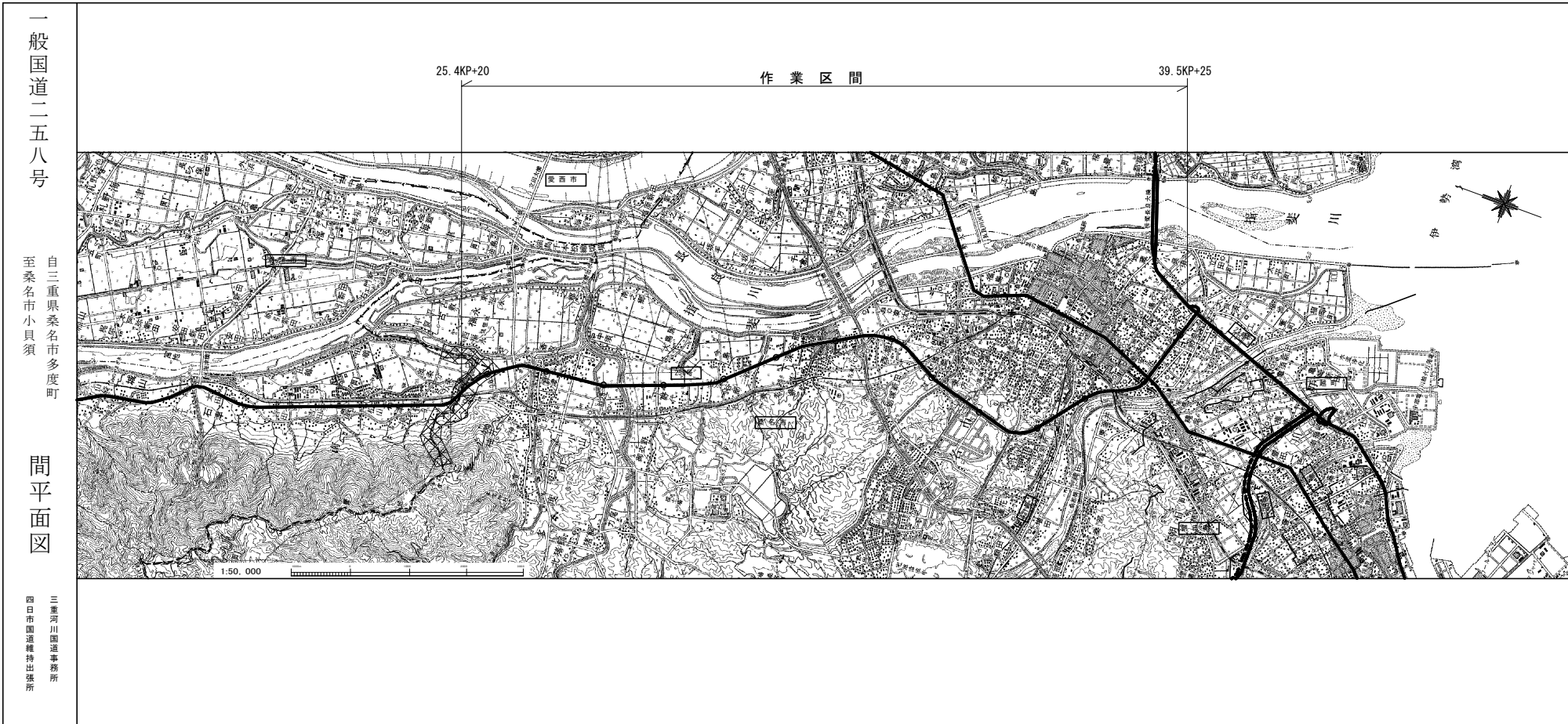
工事名	令和8年度 三重北部路面管理工事		
図面名	位置図（1）		
作成年月日			
縮尺	1:50,000	図面番号	1/5
会社名			
事業者名	中部地方整備局 三重河川国道事務所		

位置図(2)



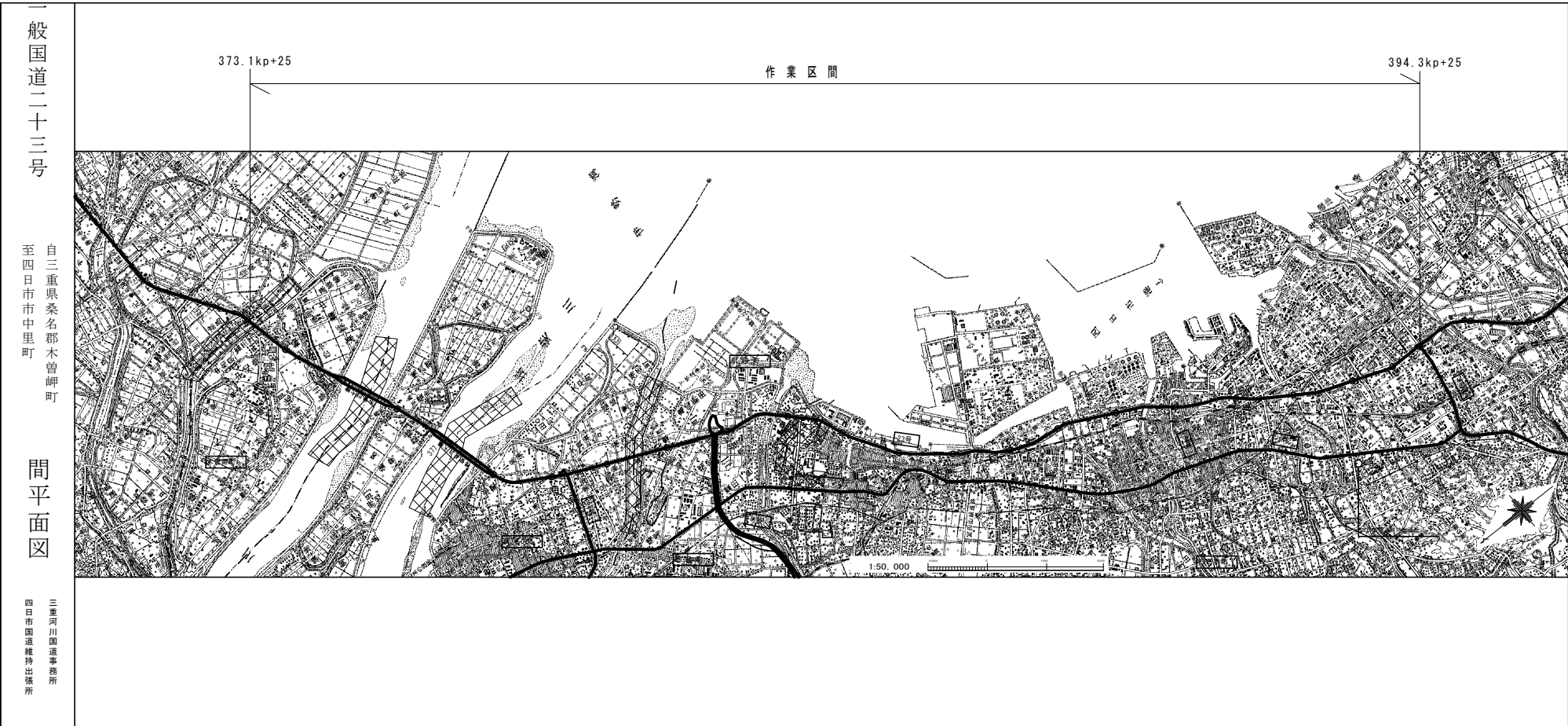
工事名	令和8年度 三重北部路面管理工事		
図面名	位置図(2)		
作成年月日			
縮尺	1:50,000	図面番号	2/5
会社名			
事業者名	中部地方整備局 三重河川国道事務所		

位置図（3）



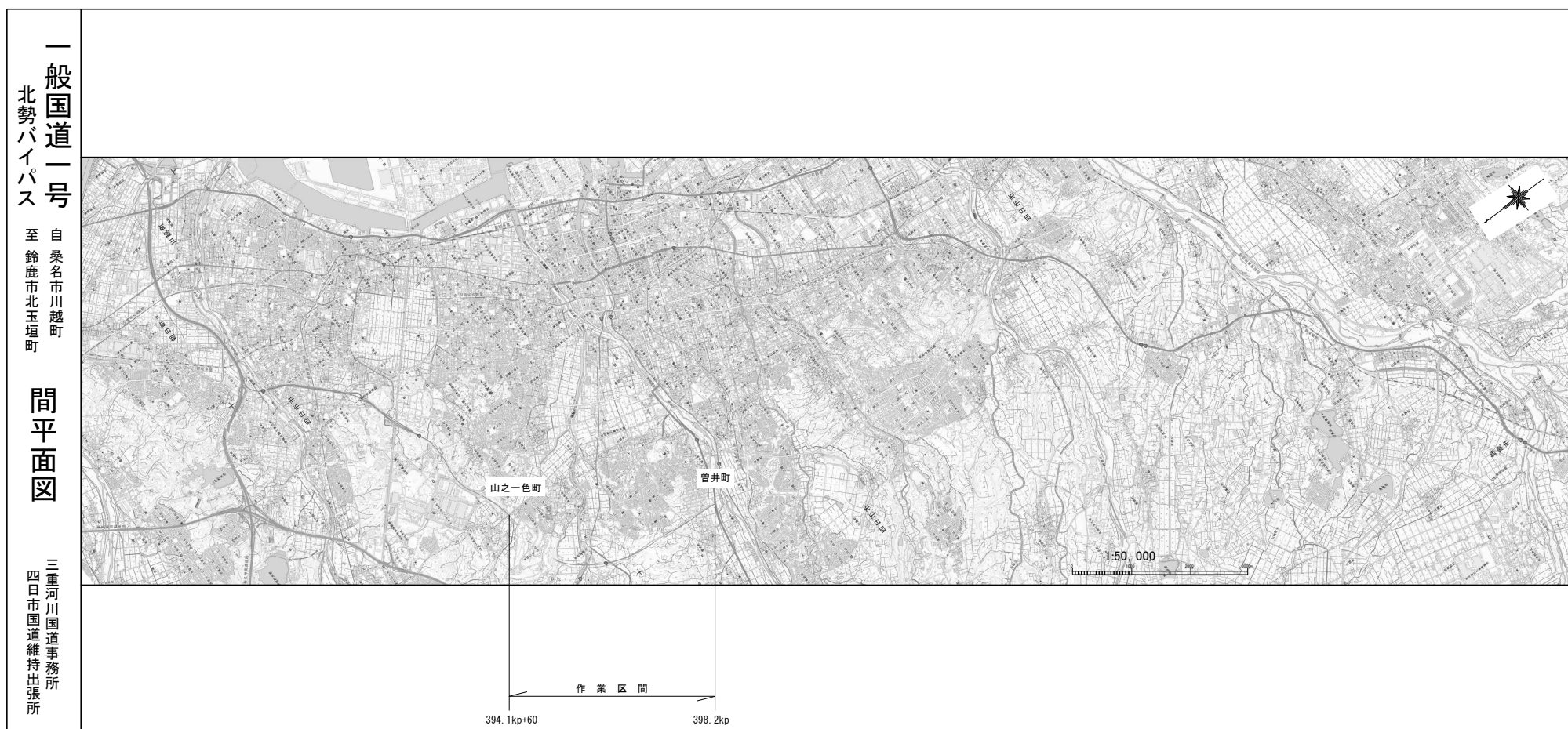
工事名	令和8年度 三重北部路面管理工事		
図面名	位置図（3）		
作成年月日			
縮尺	1:50,000	図面番号	3/5
会社名			
事業者名	中部地方整備局 三重河川国道事務所		

位置図（4）



工事名	令和8年度 三重北部路面管理工事		
図面名	位 置 図 (4)		
作成年月日			
縮 尺	1:50,000	図面番号	4/5
会社名			
事業所名	中部地方整備局 三重河川国道事務所		

位置図 (5)



(参考図)

工事名	令和8年度 三重北部路面管理工事		
図面名	位置図 (5)		
作成年月日			
縮 尺	1:50,000	図面番号	5/5
会社名			
事業者名	中部地方整備局 三重河川国道事務所		